平成 29 年 4 月
改訂版

避難所でのペットの受け入れについて
＜ガイドライン＞

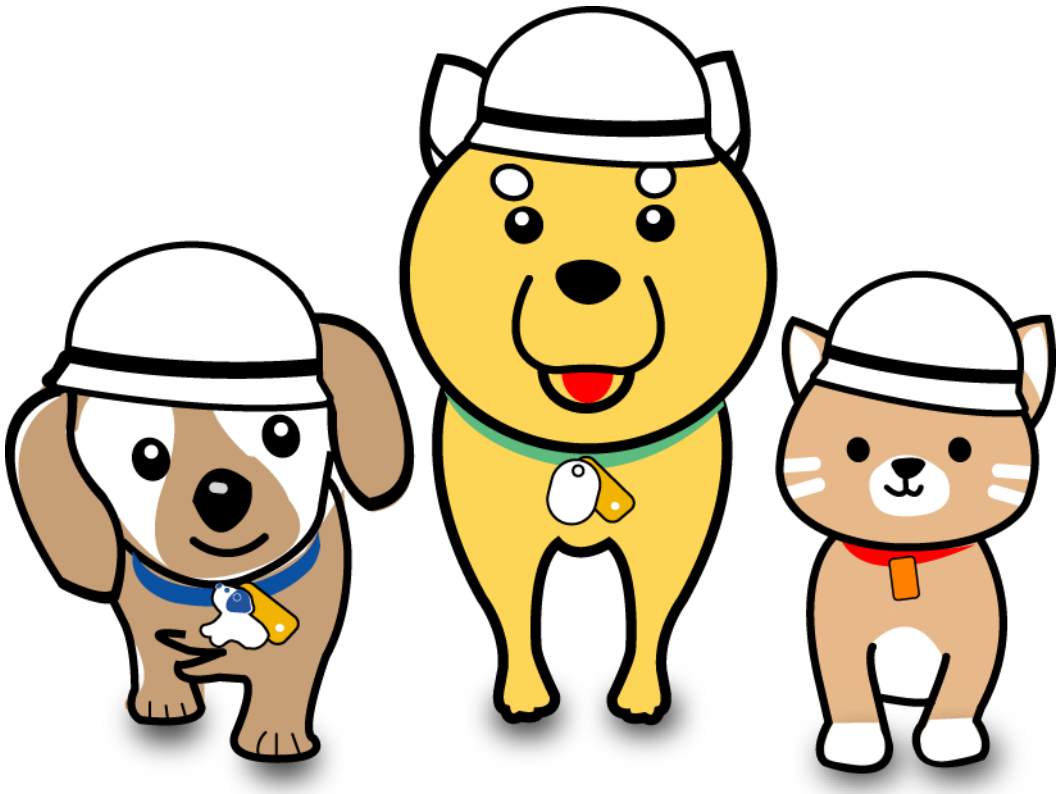

茅ヶ崎･寒川動物愛護協議会

1　はじめに ---------- 2

2　避難所生活におけるペットの存在 -------- 3

3　平常時に検討しておくこと ---------- 4

（1） ペットの受け入れの検討 ---------- 4
（2） ペットの飼育場所の検討 ---------- 4
（3） ペットの収容の際に気を付けること ---------- 5
（4） 飼い主への啓発 ---------- 6
（5） 避難所での備え ---------- 6

4　災害時のペットの受け入れ ---------- 7

（1） 受け入れの決定 ---------- 8
（2） 受付、身元表示 ---------- 8
（3） ペットの収容 ---------- 9
（4） 飼い主の会発足 ---------- 9
（5） 飼育ルールの作成 ---------- 9
（6） ペットの飼育管理（当番） ---------- 11
（7） 情報の掲示 ---------- 11

5　動物救護活動 ---------- 12

（1） 神奈川県の災害時動物救護活動 ---------- 12
（2） 茅ヶ崎寒川獣医師会との協定 ---------- 12

6　別添資料

1　はじめに

災害発生後、火災や倒壊によって自宅が被害を受けて避難所生活を余儀なくされた時、多くの被災者は恐怖や不安から平常心を失っています。このような状況下で、避難所におけるペットの受け入れには、様々な問題が生じることが想定されます。また、被災者のみならずペットにとっても、見知らぬ集団の中、限られたスペースでの生活はストレスの原因となり、異常行動を取ったり、病気になったりすることもあります。しかし、単純にペットの受け入れを拒否した場合、ペットの飼育者はどこに避難したらよいのでしょうか。また、飼育者がペットを放置して見殺しにしたり、ペットを解き放すことにより第三者に危害を加えるなど新たな問題が発生する恐れもあります。

平成２３年３月 11 日に発生した東日本大震災では、多くの方が避難生活を余儀なくされました。ペットについても、飼い主とはぐれ、放浪し、野犬化したペットが住民へ危害をもたらしたり、不妊去勢処置がなされないまま放浪した犬や猫が繁殖するなど様々な問題が起こりました。また、飼い主とペットがともに避難所へ避難した場合でも、ペットの収容場所や、動物が苦手な方への配慮など、ペットの取扱について、多くの問題が発生しました。

これを受けて、環境省では平成２５年６月に『災害時におけるペットの救護対策ガイドライン』を作成。その中で、放浪したペットによる人身危害や、在来の生態系や野生生物への影響、ペットの繁殖等を防ぐために、飼い主の安全確保を前提としたうえで、ペットと飼い主が一緒に避難所に避難する「同行避難」について明記され、周知が進められています。

「茅ヶ崎･寒川動物愛護協議会※」では、これに先立ち、避難所におけるペット問題の発生を抑え、ペットの受け入れを円滑に行えるよう「避難所でのペットの受け入れについて」を平成 18 年 10 月に作成し、周知に努めてまいりました。今回、環境省の『災害時におけるペットの救護対策ガイドライン』の内容を受けて改訂をいたしましたので、各避難所における「ペットの受け入れ」の参考にしていただければ幸いです。

※「茅ヶ崎･寒川動物愛護協議会」
茅ヶ崎寒川獣医師会、茅ヶ崎市保健所、寒川町役場、神奈川県茅ケ崎警察署、神奈川県動物保護センターで構成されており、動物に関する様々な問題に取り組んでいます。

［事務局］　茅ヶ崎市保健所　環境衛生課　　0467-３８-３３１７

2　避難所生活におけるペットの存在

通常ではない環境の中で、人はストレスを強く感じ、普段何でもないことが気になったり、思わぬところに不満を発散させたりします。そんな時、ペットの存在が癒しの存在になるか、不満の対象になるかは、避難所の管理運営の方法によるところが大きいと思われます。平常時より対策をし、いざという時にスムーズにペットの受け入れができるよう、準備をしましょう。

＜ペット受け入れのマイナス面＞

- ふん尿などによる悪臭
- 無駄ぼえなどによる騒音
- 毛の飛散などによるアレルギーの問題
- 動物から人に感染する病気の問題

＜ペット受け入れのプラス面＞

- 動物の存在が災害という強いストレスを緩和し、情緒が安定する
- 動物を介して見知らぬ人とのコミュニケーションが取れる
- 動物の世話をすることで日常のリズムを取り戻す

3　平常時に検討しておくこと

（1）ペットの受け入れの検討

避難所でペットを受け入れられるかどうかは、被害の規模や被災者の数などにより異なります。各避難所の状況を踏まえて、災害時にペットの受け入れができるかどうか、あらかじめ話し合っておきましょう。

発災時には、ペットを連れて避難をしてくる人がいることが想定されます。避難所でペットの受け入れができないと判断した場合を想定し、混乱を避けるために、近くのペット受け入れ可能な避難所の情報や、ペットの飼育が可能な代替場所がないか事前に情報を収集しておきましょう。

（2）ペットの飼育場所の検討

避難所の規模や構造を考慮し、避難所においてペットが健康的に過ごせる飼育場所を検討します。避難してくる方の中には、動物が苦手な方、アレルギーを持っている方もいます。飼育場所を設置する時はそのような方にも配慮し、次の点に考慮する必要があります。

① 避難者が生活する場所とペットの飼育場所を分ける。
② 避難者の動線と交わらない場所にする。
③ ふん尿などの悪臭や、鳴き声などの騒音が避難者の生活スペースに届かないよう、離れた場所にする。
④ 可能な限り、風雨を避けられる場所にする。（例：外廊下、車寄せ、駐輪場等）
⑤ 屋外に設置する場合は、日照・風雨を避けられるよう木陰やテントが設置できる場所にする。

設置例（イメージ図）

【屋外の場合】

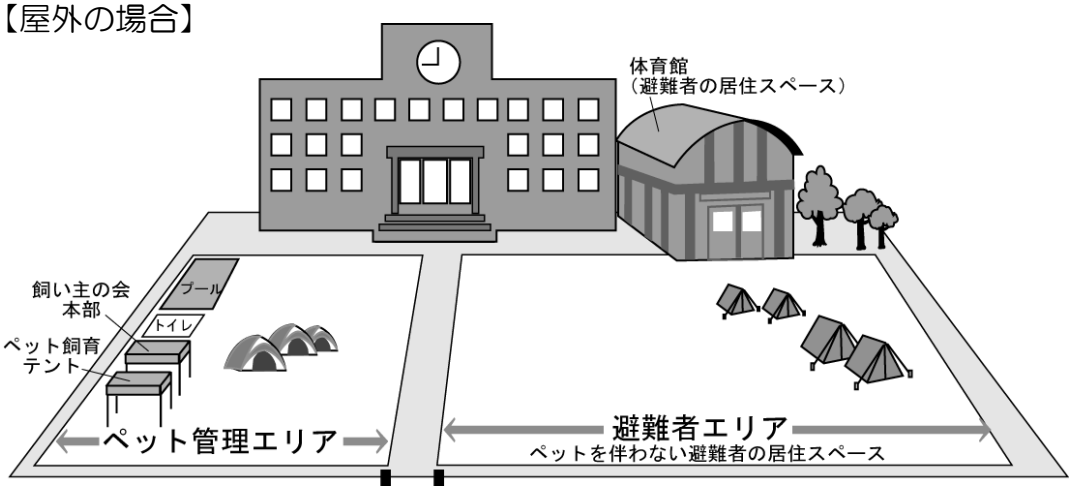

※ペットの飼育場所を検討する際の参考としてください。

（3）ペット収容の際に気を付けること

飼育場所では次の点に考慮して、ペットを収容しましょう。

① ペットは、ケージやキャリーケースに入れておく。

ペットの逸走やほかの避難者とのトラブルを防止するためにも、散歩時以外は、犬や猫はケージやキャリーバッグに入れておく。

② ケージに入らないペットは、係留する。

大型犬など、ケージに入らないペットはリードにつないで係留する。鉄棒などの遊具を利用し、係留するとよい。

③ ペットの種類・大きさ・性質によって飼育場所をわける。

ペットの種類ごとにまとめて収容し、ペットの種類が変わる場所にダンボール等で仕切りを作ったり、ケージにダンボールや布をかぶせると良い。

④ ペットの状態によって飼育場所を分ける。

感染症や寄生虫症（ノミ、ダニ等）に罹っている動物や、犬猫で発情している犬猫は飼育場所を分ける。また、ケージ等の中で生活できない等しつけができていないペットは、鳴きつづけたり暴れたりする可能性があり、避難者や他のペットの迷惑になるため、飼育場所を分ける。

（４）飼い主への啓発

避難所におけるペットの飼育管理は、飼い主の責任で行うことが原則です。避難所でペットを収容するためのケージやリードは飼い主自身が用意をします。いざという時にスムーズにケージに入れるよう、日頃から慣らしておくことも大切です。

① 日頃からの備蓄

ペットフードなどの救援物資は、発災後しばらく経過しないと届きません。事前に準備をするよう啓発をしましょう。

＜常備品一例＞

- □ ペットフード７日分
- □ 飲料水７日分
- □ 食器
- □ ケージ、キャリーバッグ、リード
- □ 常用薬
- □ 愛犬手帳（犬の場合）
- □ 飼い主とペットの写真
- □ ペットシーツ等トイレ用品

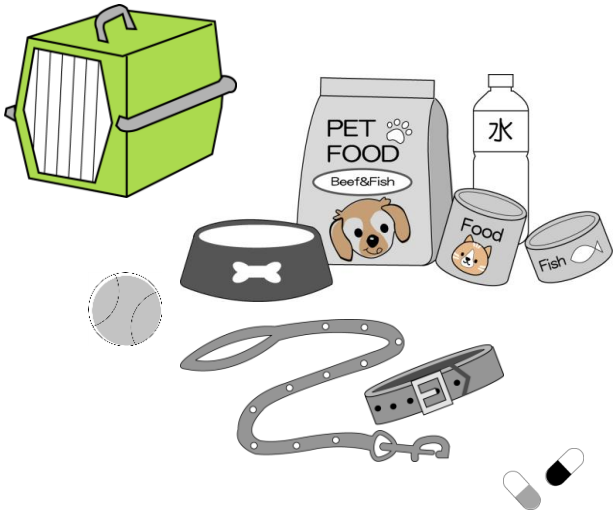

② 身元表示

災害時にペットと離ればなれになってしまったときのために、迷子札や名札などで身元表示をするとともに、半永久的に識別可能で確実な身元証明としてマイクロチップを入れておくとよいでしょう。

③ 健康管理

各種ワクチンの接種やノミなどの外部寄生虫および回虫などの内部寄生虫の駆除を普段からしておきましょう。望まない妊娠を防ぐため、不妊去勢手術をしておくことも大切です。

（５）避難所での備え

避難所では、ペットの飼育場所を設営するうえで必要なものを確保しておきましょう。次のようなものがあると便利です。

＜飼育場所設営資材一例＞

- □ テント
- □ ブルーシート
- □ ダンボール
- □ 三角コーン
- □ 板（大きなベニヤ板など）
- □ ひも
- □ 土のう

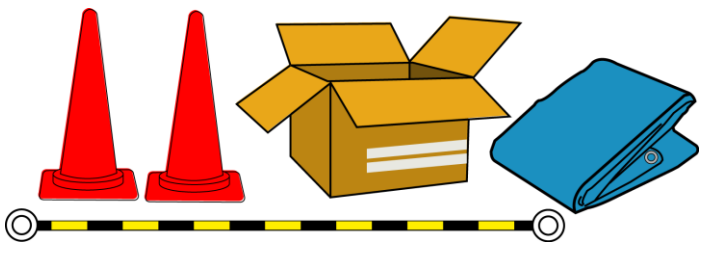

4　災害時のペットの受け入れ

・災害時のペット受け入れフロー

※各項目の詳しい説明は次ページ以降にあります。

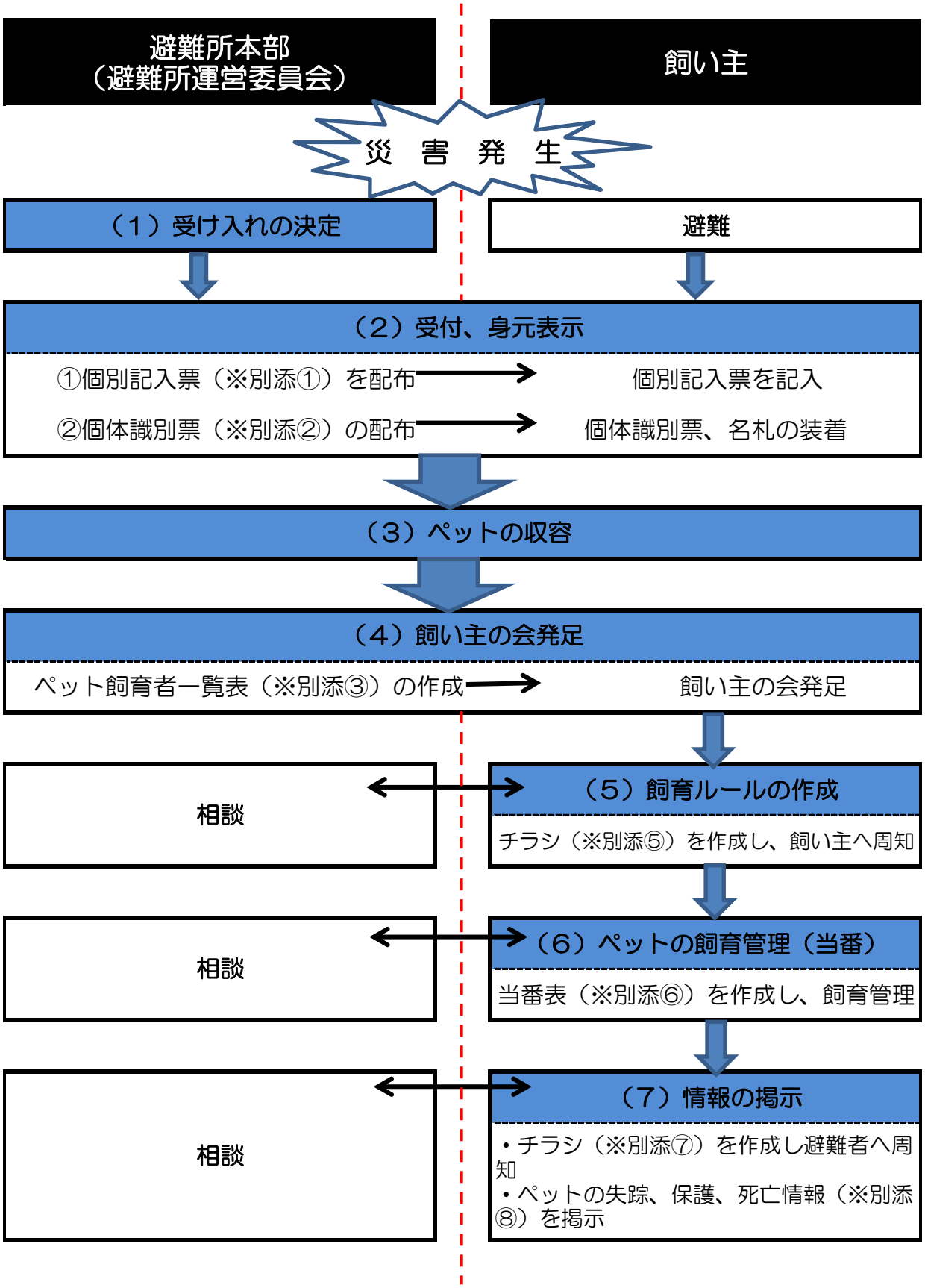

（１）受け入れの決定

実際に災害が起きた時には、その時々で状況が変わってくることが予想されます。災害の種類、被害の大きさ、被災者の数などを踏まえて、ペットの受け入れができるか、想定していた飼育場所で問題がないか、再度検討し、決定する必要があります。

（２）受付、身元表示

①　個別記入票の配布→記入

避難者の受付と同様に、ペットについても受付を行います。この時、トラブル防止のため、可能であれば、ペット同行避難者専用の受付を用意するようにしましょう。受付では必ず、飼い主に『個別記入票』（※別添①）を記入してもらい、ペットの情報を把握できるようにしましょう。

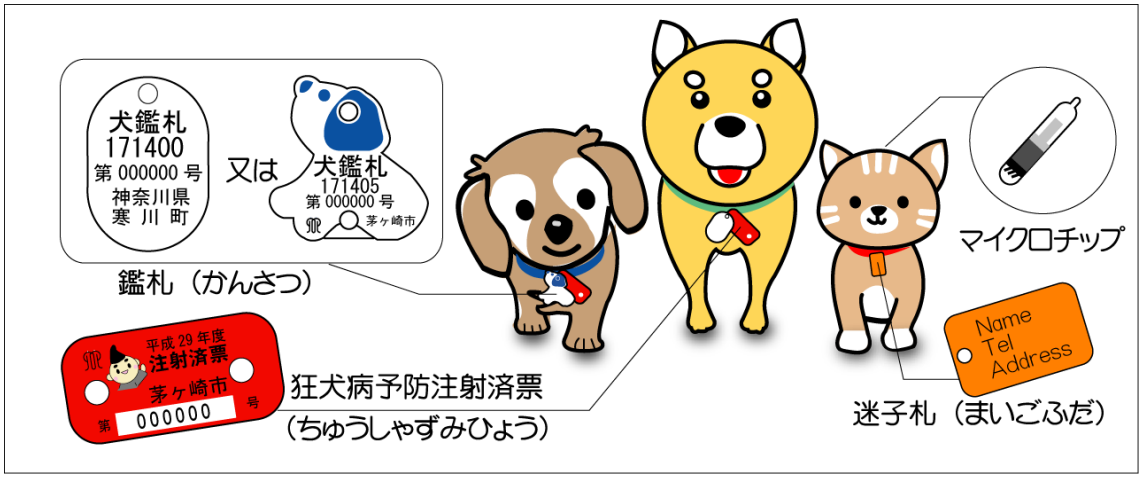

②　個体識別票の配布→装着

ペットには個体識別できる名札等[1)]を必ず着けましょう。名札は、布きれなどを使い、首輪をしている場合には、首輪に結びつけます。名札が着けられない場合は、ケージに名札をつけてケージから出さないように指導しましょう。避難生活中は飼い主以外の人がペットを管理する可能性があります。『個体識別票』（※別添②）を配布し、ケージにもペットの情報を貼るよう声かけをしましょう。

なお、犬は狂犬病予防法[2)]で鑑札及び狂犬病予防注射の注射済票を着けることが義務付けられています。装着されているか確認しましょう。

１）個体識別できる名札等

個体識別には首輪につけるもののほか、マイクロチップを埋め込んだペットも増えてきました。マイクロチップを読み込むには特殊なリーダーが必要ですが、現在のところ茅ヶ崎寒川獣医師会、茅ヶ崎市、寒川町、県動物保護センターが所有しています。

２）狂犬病予防法とは

狂犬病は、人はもちろんあらゆる恒温動物（鳥類を含む）に感染し、一旦発症すると治療法がないため、１００％死に至る怖い病気です。日本では昭和３２年以降発生がありませんが、世界では発生のない国はごくわずかです。日本を取り巻くアジア各国も狂犬病に汚染されており、日本は危機に直面しています。狂犬病予防法は狂犬病の発生と蔓延を予防する目的で昭和２５年に制定され、特に犬に関しては登録と狂犬病予防注射の実施及び鑑札と注射済票を犬に着けることが義務付けられています。

（3）ペットの収容

獣医師、もしくはペットに詳しい者がペットの状態を確認し、指定したペット飼育場所にペットを収容します。この時、（2）の身元表示がきちんとできているか、再度確認をしましょう。

（4）飼い主の会発足

円滑な避難所運営、トラブル発生時の迅速な対応のため、受付で記入した、個別記入票をもとに『ペット飼育者一覧表』（※別添③）を作成します。避難所でのペットの飼育管理は、避難してきた飼い主の責任で行います。飼い主にボランティアを加えた飼い主の会を発足させ、その後のペットとの避難生活がスムーズに進むようにしましょう。また、避難所の本部とのやり取りをするために、飼い主の会の代表者も決めておくとよいでしょう。

（5）飼育ルールの作成

避難所には多くの方が避難してきます。他の避難者に迷惑を掛けないようにすること、避難所の衛生管理をすることが重要な課題となります。そこで、飼い主の会が中心となって、一部の人の負担にならないよう、効率的な運営ができるように飼育ルールを決定します。

1）飼育ルール作成方法

飼育ルールを検討する際には、飼育内容に応じて班分けをし、班ごとにルールを検討するとよいでしょう。

・飼育ルール検討班分け例

班名	検討内容
① 給 餌 班	エサの調達・管理、食事管理、健康管理等
② 清 掃 班	飼育場所の清掃・消毒、排泄物の処理、抜け毛の対策、排泄物による健康管理等
③ 運 動 班	運動（散歩）の代行、適切な運動量の決定等
④ 管理情報班	動物救護被災地域支部との連絡、情報収集、保護失踪情報の掲示、避難所内のトラブルの解決、ルールの徹底・見直し、ボランティアの受け入れ等

2）飼育ルール作成時参考資料

ルールを検討する際には、次の点に留意して検討しましょう。『飼育ルール作成シート』（※別添④）を用いて話し合いをするとよいでしょう。

・飼育ルール作成時留意点

共同生活

① 飼い主は人優先の原則を守り、ペットを飼っていない人に動物の理解をしてもらえるよう努力しましょう。
② 飼い主は責任を持ってペットの管理をしなければなりません。
③ ペットは避難所本部から指定された場所以外での飼育をしないように気を付けましょう。
④ 犬・猫等は定期的に運動させましょう。その際には必ずリードをつけ、ペットを放すことは絶対に止めましょう。
⑤ ペットによる苦情・危害防止に努めましょう。

避難所内の衛生

⑥ 飼育場所・施設は、清潔にし、必要に応じて消毒をしましょう。
⑦ 飼い主に抜け毛の対策を講じてもらいましょう。
⑧ ペットの排泄は決められた場所でさせ、後始末をきちんと行いましょう。
⑨ 食べ残しの餌はすぐに片付けましょう。

動物の健康管理

⑩ 狂犬病予防注射やその他のワクチンを接種していない動物はできるだけ速やかに接種するよう努力しましょう。
⑪ ペットの体調に注意し、ストレスを軽くする工夫をしましょう。
⑫ ストレスに弱いペットや特殊な環境や餌が必要な場合は、万一のときの預かり先を検討しましょう。

3）飼育ルールの周知徹底

決定した飼育ルールは、『チラシ（飼い主啓発用）』（※別添⑤）等を用意し、ペットの飼い主へ周知徹底を図りましょう。

（６）ペットの飼育管理（当番）

（５）で決定した飼育ルールを守り、ペットの飼育を行います。避難生活ではペットの飼い主もストレスを多く感じています。自分のペットの世話だけをするのではなく、『当番表』（※別添⑥）を作成して、ペットの飼い主全員でペットの面倒をみるよう協力しましょう。

（７）情報の掲示

避難所でのペットの飼育状況について、ペットの飼い主だけでなく、避難者全員に情報提供を行いましょう。ペットの飼育場所や飼育管理の方法について周知しておくほか、トラブル防止のため、動物に安易に近づいたり触れたりすることのないよう、『チラシ（避難所周知用）』（※別添⑦）を作成し、掲示板での張り紙や回覧板などで啓発するとよいでしょう。また、ペットの失踪や飼い主不明のペットの保護情報などについても、『ペットの失踪・保護・死亡情報』（※別添⑧）に情報をまとめ、避難所本部への連絡のほか、掲示板等に掲示をして、情報提供しましょう。

なお、所有者不明のものは、市町の災害対策本部、県の仮設動物保護センターにも連絡をしておきます。

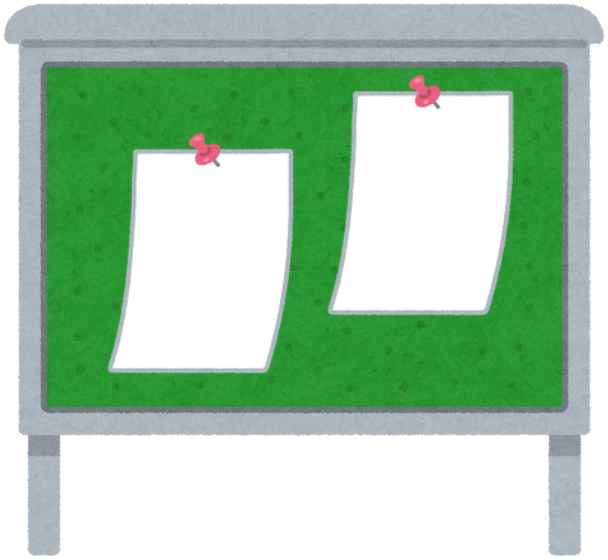

5　動物救護活動

（1）神奈川県の災害時動物救護活動

神奈川県の『災害時動物救護活動マニュアル(H27.3.13 施行)』では、救護活動について災害規模に応じ、次のとおり設置することとしています。

【神奈川県動物救護本部】
- ①下部組織の設置、廃止、調整
- ②関係機関等との連絡調整
- ③義援金の収入及び支出管理
- ④医薬品、物資等の調達、配付
- ⑤ボランティアの登録、派遣等
- ⑥相談、情報提供
- ⑦報道機関への対応
- ⑧その他救護活動に必要な事務

【動物救護活動実施団体】
- ①所有者が不明な動物の収容及び保管
- ②負傷している動物の収容、治療及び保管
- ③飼養されている動物に対する餌の配布
- ④飼養することが困難の動物の一時保管
- ⑤動物の所有者及び新たな飼い主探し並びに情報提供
- ⑥その他動物に係る相談、助言等

【動物救護センター】
- ①本部等との連絡調整
- ②負傷動物の治療、保管
- ③所有者不明動物の保管
- ④医薬品、物資等の保管
- ⑤その他救護活動に必要な事務

【臨時救護施設】
- ①負傷動物の治療、保管
- ②所有者不明動物の一時保管
- ③その他救護活動に必要な事務

【登録施設】
- ①　動物救護
- ②　避難所及び動物救護場所の管理運営
- ③　被災した動物の世話
- ④　被災動物の収容、飼養管理

（2）茅ヶ崎寒川獣医師会との協定

茅ヶ崎市および寒川町では、市内で大規模災害が発生した場合、被災した犬猫その他小動物の収容や治療等の救護活動を図るため、茅ヶ崎寒川獣医師会と『災害時における動物救護活動に関する協定』を締結し、次のとおり定めています。

対象とする動物	被災地域内で明らかに救護が必要と認められる犬、猫その他小動物
活動内容	＜発災時＞ ・対象動物の収容、保管、治療、管理及び死亡の確認 ・被災による所有者不明動物に関する情報提供 ・災害時避難所における動物の健康相談並びにこれに対する指導及び助言 ・災害時避難所における動物に関する公衆衛生上の管理及び指導 ・その他、必要な動物救護活動 ＜平常時＞ ・動物救護活動に必要となる物資等の備蓄及び保管
期　　間	原則として、神奈川県による動物救護センターが設置されるまで

例）個別記入票　　別添①

（犬用）整理番号		受入日		退出日	
飼い主持ち込み　保護　傷病　その他					
氏名		連絡先			
住所					
呼び名		鑑札番号		注射済票番号	
種類		性別	オス　メス　避妊・去勢済		
体格	大　中　小　（体重　　）	毛色		年令	
予防注射歴		首輪	有（色　　）無		
病歴					
性格 特徴	マイクロチップ番号（　　）				

（猫用）整理番号		受入日		退出日	
飼い主持ち込み　保護　傷病　その他					
住所		連絡先			
氏名					
呼び名		特徴			
種類		性別	オス　メス　避妊・去勢済		
体格	大　中　小　（体重　　）	毛色		年令	
予防注射歴		首輪	有（色　　）無		
病歴					
性格 特徴	マイクロチップ番号（　　）				

（その他の動物）整理番号		受入日		退出日	
飼い主持ち込み　保護　傷病　その他					
住所					
氏名		連絡先			
呼び名		特徴			
種類		性別	オス　メス　避妊・去勢済		
体格	大　中　小　（体重　　）	毛色		年令	
病歴					
性格 特徴	マイクロチップ番号（　　）				

別添②

例）個体識別票

番号：

名前		飼い主名	
種類		性別	
毛色		年令	
病歴			写真
性格 特徴	マイクロチップ番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 鑑札番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　※犬のみ		

番号：

名前		飼い主名	
種類		性別	
毛色		年令	
病歴			写真
性格 特徴	マイクロチップ番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 鑑札番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　※犬のみ		

例）ペット飼育者一覧表（犬、猫、その他の動物）

別添③

避難所名：

番号	入所日	退所日	飼育者（住所・氏名） 所有者不明（保護場所）	動物の種類	呼び名	性別	体格	毛色	その他（退所先等）
1						オス メス	大中小		
2						オス メス	大中小		
3						オス メス	大中小		
4						オス メス	大中小		
5						オス メス	大中小		
6						オス メス	大中小		
7						オス メス	大中小		
8						オス メス	大中小		
9						オス メス	大中小		
10						オス メス	大中小		

例）飼育ルール作成シート

別添④

（　　）班

【主な作業内容】

１　毎日、必ず行うこと

２　作業上注意すること

３　作業上の問題点

４　用意する物品

例）チラシ（飼い主啓発用）

別添⑤

ペットの飼い主の方へ

ここは人優先の避難所で、動物の苦手な方もいます。あなたのペットが嫌われ者にならないよう、ルールを守り、周囲に迷惑をかけてしまうことのないよう注意しましょう。ペットによるトラブルはすべてあなたの責任になります。

- ペットは指定された場所につなぐか、ケージに入れて管理しましょう。
- ペットに名札等を必ず着けましょう。着けられない場合は、ケージに名札等をつけ、ペットはケージから出さないようにしましょう。
- ペットによる苦情・危害防止に努めましょう。
- 飼い主のわからない動物がいたら、必ず、飼い主の会責任者または、避難所責任者に報告しましょう。
- ペットを運動させる時は、できるだけ屋外でさせ、必ずリードを着けましょう。どんなにおとなしくても放すことは絶対に止めましょう。
- ペットの排泄は決められた場所でさせ、後始末をきちんと行いましょう。
- 飼育場所・施設は、清潔にし、必要に応じて消毒をしましょう。
- 避難所生活が長引く場合は、親戚や知人、仮設動物救護センターに預かってもらう等、ペットのストレス軽減を考えましょう。

＿＿＿＿＿＿＿＿避難所　飼い主の会

例）当番表

別添⑥

（　　避難所）ペット飼育管理当番表（　　月分）

日	曜日	給餌班	清掃班	運動班	管理情報班	班	班
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

例）チラシ（避難所周知用）

別添⑦

避難所のみなさまへ

＿＿＿＿＿避難所では、次の場所で避難してきたペットを飼育しています。

場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

飼育場所の位置図

ペットも日常とは違う環境にストレスや不安を感じています。飼い主以外の方がむやみに近づいたり、触れたりしないようにしてください。

●飼い主の方へ●

避難所は多くの方が生活している場です。周りの人に迷惑にならないように、ペットの飼育ルールをきちんと守りましょう。

ペットに関する相談については、飼い主の会代表者もしくは避難所責任者にご相談ください。

●飼い主以外の方へ●

ペットも人間と同じように被災し、避難をしています。飼い主の方が中心になってルールを決めて飼育していますので、ご配慮いただけますようお願いいたします。

お気づきの点やご要望がある場合、またペットの管理をお手伝いいただける方は、飼い主の会代表または避難所責任者にお知らせください。

飼い主の会代表者：＿＿＿＿＿＿＿＿

避難所責任者：＿＿＿＿＿＿＿＿

例）ペットの失踪・保護・死亡情報　　別添⑧

ペットの失踪・保護・死亡情報　※該当するものに丸をつけてください

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿避難所　氏名：

掲示日	平成　　年　　月　　日（　）　　：　　AM・PM
発生場所	
発生日時	平成　　年　　月　　日（　）　　：　　AM・PM
連絡先	
動物の種類	犬（　　）・猫・その他の動物（　　）
犬の番号	鑑札番号　　注射済票番号
色	
性別	オス・メス　　避妊・去勢済み
首輪	有（色　　）・無
特徴	マイクロチップ番号（　　）

ペットの失踪・保護・死亡情報　※該当するものに丸をつけてください

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿避難所　氏名：

掲示日	平成　　年　　月　　日（　）　　：　　AM・PM
発生場所	
発生日時	平成　　年　　月　　日（　）　　：　　AM・PM
連絡先	
動物の種類	犬（　　）・猫・その他の動物（　　）
犬の番号	鑑札番号　　注射済票番号
色	
性別	オス・メス　　避妊・去勢済み
首輪	有（色　　）・無
特徴	マイクロチップ番号（　　）

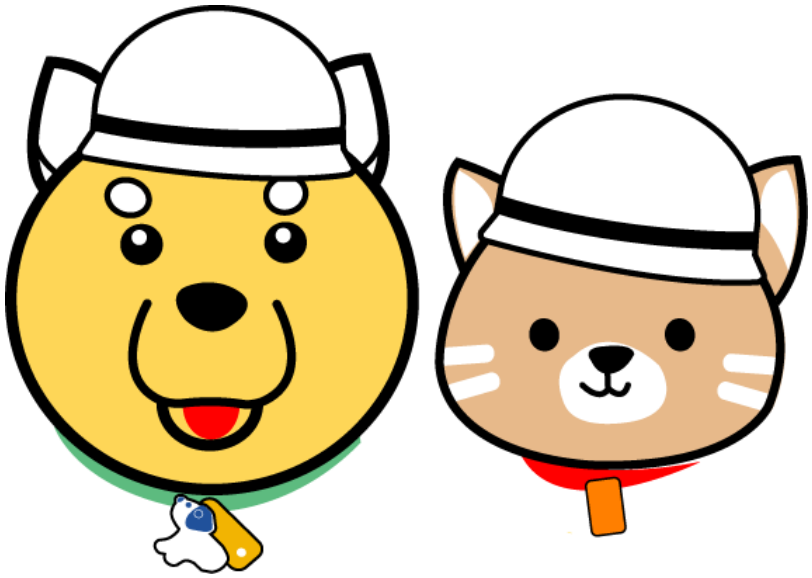

平成 18 年 10 月　制定
平成 26 年 3 月　一部改訂
平成 29 年 4 月　改訂